

利用契約書

様

社会福祉法人ウエルフェアコスモス
グループホームウエルフェアあもり
TEL026-268-0218

目次

1・入居利用約款

P 3～

2・重要事項説明書

P 7～

- ① グループホームの概要
- ② サービス内容
- ③ 利用料金
- ④ 協力医療機関
- ⑤ グループホーム利用に当たっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ 禁止事項
- ⑧ 要望及び苦情の相談、連絡先

3・入居利用同意書

P 11

**認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症型共同生活介護）
(グループホームウエルフェアあもり) 入居利用約款**

説明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時刻 _____ :

説明者氏名 _____ 印 _____

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもと、日常生活の介助を通じ、また地域住民との交流を通じて、安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するよう努めます。

また、利用者、身元引受人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神による良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

(約款の目的)

第1条 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）（以下「当グループホーム」という。）は、要介護及び要支援2状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という。）は、当グループホームに対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者がグループホーム入居利用同意書を当グループホームに提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当グループホームを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当グループホームに対し、2週間以上の予告期間をもって、文書等での明確な退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。但し、次の事項に該当する場合には、即時に契約を解除し、グループホームを退居することができます。

- ① 利用料金の変更等に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は重大な過失により、利用者の身体及び財物等を傷つけたり、著しい背信行為により信用を失うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(当グループホームからの解除)

第4条 当グループホームは、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 当グループホームにおいて定期的に実施される入居継続検討会議において、退居して居宅において生活ができると判断された場合

- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当グループホームでの適切なグループホームサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当グループホーム、当グループホームの職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当グループホームを利用することができない場合（運営の継続が不可能な場合）

（利用料金）

- 第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当グループホームに対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護サービス（介護予防含む）の対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当グループホームは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当グループホームに対し、当該合計額をその月の20日に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当グループホームは、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（記録）

- 第6条 当グループホームは、認知症対応型共同生活介護サービス（介護予防含む）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当グループホームは、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

- 第7条 当グループホームは、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、グループホーム管理者又は当法人の理事長が判断し、ご家族に詳細な説明を行い、同意を得たうえで、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、協力医療機関の医師の指示により、身体拘束の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由等詳細な内容を介護記録等に記載することとします。

（秘密の保持）

- 第8条 当グループホームとその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当グループホームは、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第9条 当グループホームは、利用者に対し、併設協力医療機関医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当グループホームは、利用者に対し、当グループホームにおける認知症対応型共同生活介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当グループホームは、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人は、当グループホームの提供する認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情処理担当者に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って当グループホームの責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当グループホームは、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当グループホームが損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当グループホームに対して、その損害を賠償するものとします。

(身元引受人)

第12条 事業者は利用者に対して利用者代理人を定めることを求めることがあります。但し、社会通念上、利用者代理人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

(利用基準)

第13条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2及び要介護以上の認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第14条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び身元引受人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。

2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。

3 利用者及び身元引受人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または身元引受人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び身元引受人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

(利用者及び身元引受人の権利)

第15条 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人の通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。

(利用者及び身元引受人の義務)

第 16 条 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は身元引受人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医療機関医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について 利用者及び身元引受人は協力すること

(造作・模様替え等の制限)

第 17 条 利用者及び身元引受人は、居室に造作・模様替えをするときは、身元引受人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び身元引受人の負担とします。

- 2 利用者及び身元引受人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び身元引受人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

(事故発生時の対応)

第 18 条 利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう当事業所はサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県市町村及び当該利用者の家庭等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 19 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当グループホームが誠意をもって協議して定めることとします。

付則 1. この入居利用約款は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

グループホーム ウエルフェアあもり 重要事項説明書

1. グループホームの概要

(1) グループホームの名称等

- ・施設名 グループホームウエルフェアあもり
- ・開設年月日 平成27年4月1日
- ・所在地 長野市大字安茂里下洞田8407-8
- ・電話番号 026-268-0218・ファックス番号 026-225-1107
- ・法人名 社会福祉法人ウエルフェアコスモス
- ・所在地 長野市小島田町352番地
 - ・理事長 清水 剛
 - ・開設者 竹内 雅昭
 - ・管理者名 木船 郁恵
 - ・介護保険指定番号 (2090100716 号)
 - ・介護予防保険指定番号 (2090100716 号)

(2) グループホームの目的と運営方針

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は、家庭での生活が困難になった認知症高齢者に対し、地域住民との交流を通じ、小規模で家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等心身の状況に応じた介護その他の共同生活上での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる目的とした生活介護です。

この目的に沿って、当グループホームでは、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[グループホームウエルフェアあもりの運営方針]

- ① 入居者様の人権を尊重し、一人一人の立場に立った入居者様本位のケアサービスに努め、穏やかな日常生活を共に過ごすことを目指します。
- ② グループホームとご家族様と地域の結びつき、交流を大切にします。
- ③ 保健と医療と福祉を一体化した運営をいたします。

社会福祉法人ウエルフェアコスモスの運営する各種介護施設との連携・協力体制の下多様なケアサービスを提供するとともに、医療法人コスモスの医療面での全面的なサポートによる、安心と安全に重点を置いた、総合的な福祉サービスを提供いたします。

(3) グループホームの職員体制

- ・管理者 1 施設の管理・介護兼務
- ・事務 1 施設の事務・介護兼務
- ・計画作成担当者 2 介護計画の作成・介護兼務
- ・介護職員 10以上 介護業務（夜勤職員含む）

(4) 当施設の設備概要 定員：18名（2ユニット構成）

- ・居室 18名（1ユニット、9室・全室個室）
- ・サービスステーション 2（1ユニット、1箇所）
- ・共同生活室 2（1ユニット、1箇所）
- ・キッチン 2（1ユニット、1箇所）
- ・トイレ 8（1ユニット、4箇所・職員用含）
- ・浴室・脱衣室 2（1ユニット、1箇所）

2. サービス内容

当グループホーム入居中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場にたって運営されています。

(1) 施設サービス計画の立案

施設におけるサービスは利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるような介護サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

(2) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時30分～8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

(3) 入浴（入居利用者は、希望により随時ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(4) 医学的管理

① 比較的安定している病状に対しての医療は、協力医療機関で対応ができます。
必要な場合は往診・通院を認めます。（管理者にご相談ください）

② 別ニーズに応じたケアプランを作成し、入居から退居までの一貫した管理を行っています。

(5) 介護

日常生活全般を、1人々の状態に応じ、ニーズに応えたサービスを1日24時間体制で行っています。

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

グループホーム内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。また、本人と家族の希望をふまえ生活全般にわたって生活リハビリ的要素をとり入れて行きます。

(7) 相談援助サービス

退居・入居の相談 家族介護教室の開催 介護サービスの紹介

(8) 理美容サービスの代行

(9) 行政手続代行

(10) その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に料金（実費）をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 介護保険分

① グループホーム利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

合計金額は全ての単位数に10.14円（地域区分：7級地）を乗じた金額になります。
(料金表を参照ください。)

② 認知症対応型共同生活介護サービス費（介護予防含む）

- ・要支援2 日額 748単位
- ・要介護1 日額 752単位
- ・要介護2 日額 787単位
- ・要介護3 日額 811単位
- ・要介護4 日額 827単位
- ・要介護5 日額 844単位

- ③ 上記の利用料に加えて下記サービス費が加算されます。
- ・初期加算：入居後 30 日以内の期間については、初期加算：30 単位／日
 - ・医療連携体制加算：医療機関との連携体制を整えていることによる加算：39 単位／日
 - ・若年性認知症利用者受入加算：120 単位／日
 - ・サービス体制強化加算（II）：より充実したサービス提供の為に、一定の用件を満たした職員を配置する事に伴う加算。サービスを提供する職員の総数に対して常勤職員の割合が 50 %以上である場合に算定：12 単位／日
 - ・介護職員処遇改善加算 : 介護職員の処遇改善を進めていくための加算
：月の総利用単位数に 11.1% を乗じた単位数
 - ・介護職員等特定処遇改善加算 : 介護職員の技術向上を進めていくための加算
：月の総利用単位数に 3.1% を乗じた単位数

* その他の加算（看取り介護加算等）につきましては、算定される状況に応じて個別にご説明させていただきます。

④ 実費費用	家賃	月額	42,000 円
	食材料費（食事・おやつ等）	日額	1,300 円
	水道光熱費	日額	550 円
	おむつ類		実費
	理美容費		実費
	その他日常生活費		実費

(平成 27 年 4 月 1 日 より)

（2） 支払い方法

- ・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替、銀行振込の 2 方法があります。入居契約時にお選びください。

4. 協力医療機関等

当グループホームでは、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- | | | |
|-----------|------|-------------|
| ・協力医療機関 | ・名 称 | クリニックコスモス長野 |
| | ・名 称 | コスモス在宅クリニック |
| ・協力歯科医療機関 | ・名 称 | 宮本歯科医院 |

◇協力医療機関には、医師・看護師が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行うことができます。また、訪問看護との医療連携により、24 時間連絡体制を取っております。

◇緊急時の連絡先：緊急の場合には、指定された連絡先に連絡します。

5. グループホーム利用に当たっての留意事項

- ・面会時間：9：00～19：00
- ・外出、外泊：届出により可能
- ・飲酒、喫煙：応相談
- ・火気の取扱い：原則禁止
- ・設備、備品の利用：応相談
- ・所持品、備品等の持ち込み：応相談
- ・金銭・貴重品の管理：応相談
- ・ペットの持ち込み：原則禁止

6. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓、スプリンクラー、自動火災報知機等
- ・防災訓練 年2回
- ・通報訓練 年2回

7. 禁止事項

当グループホームでは、多くの方に安心して日常生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧説、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談、連絡先

当グループホームには苦情処理担当者が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、苦情処理担当者にお寄せいただくか、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

サービス内容に関する苦情の連絡先

- 当事業所お客様相談窓口 苦情処理担当 山田 郁恵
☎ 026-268-0218
✉ 026-225-1107
- 長野市の相談窓口 長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
☎ 026-224-5029
✉ 026-224-5247
- 長野県の相談窓口 長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
☎ 026-238-1580
✉ 026-238-1581

付則1. この重要事項説明書は、
平成27年4月1日より施行する。
平成28年4月1日一部変更。
平成29年4月21日一部変更。
2019年10月1日消費税率増税に伴う料金の一部改正

グループホーム入居利用同意書

グループホームウエルフェアあもりを入居利用するにあたり、グループホーム入居利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年　月　日

<入居者>

住　所

氏　名

印

<身元引受人>

住　所

氏　名

印

<事業者>

長野市小島田町352番地

社会福祉法人ウエルフェアコスモス

理事長　清　水　剛

グループホームウエルフェアあもり

管理者　木　船　郁　恵　印

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

- ・氏　名　(続柄)
- ・住　所
- ・電話番号

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先】

- ・氏　名　(続柄)
- ・住　所
- ・電話番号

【本約款第8条の個人情報の情報を用いることについて同意します。】

〈利用者〉

- ・氏　名　印
- ・住　所

〈家族代表〉

- ・氏　名　印　(続柄)
- ・住　所